

経 済 産 業 省

20181217保局第1号

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年12月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部を改正する規程

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）（20180328保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

1. この規程は、平成31年1月1日から施行する。
2. 平成30年12月31日以前に発生した事故については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第2号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
<p>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328 保局第2号平成30年 3月30日 改正 20181217 保局第1号平成30年12月21日</p>	<p>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328 保局第2号平成30年 3月30日</p>
<p>2. 事故の定義等</p> <p>(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。</p> <p>（注）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下、「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、以下のいずれかの場合は除く。</p> <p>1) 噴出・漏えいしたガスが<u>毒性ガス</u>以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、<u>開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部</u>であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>2)（略）</p>	<p>2. 事故の定義等</p> <p>(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。</p> <p>（注）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下、「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、以下のいずれかの場合は除く。</p> <p>1) 噴出・漏えいしたガスが<u>毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）</u>以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）<u>又は開閉部（バルブ又はコック）</u>であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>2)（略）</p>

④～⑦ (略)

(2)・(3) (略)

④～⑦ (略)

(2)・(3) (略)